

【指定管理者を募集する施設の概要】

1 令和8年度末に指定期間が満了となり、指定管理者を募集する施設

(1) 松岩漁港の指定施設

【所在地及び施設の内容】

- | |
|---|
| <p>1 所在地 気仙沼市松崎片浜地先（片浜1号防波堤横泊地）
気仙沼市松崎尾崎地先（尾崎A防波堤横泊地①）
気仙沼市松崎尾崎地先（尾崎A防波堤横泊地②）</p> <p>2 施設の内容</p> <p>(1) 気仙沼市松崎片浜地先（片浜1号防波堤横泊地）
気仙沼市松崎片浜地先のうち別図に示す延長110メートル及び幅員15メートル（漁港漁場整備法第3条に規定する漁港施設のうち漁港管理条例第10条の2第1項の規定に基づく施設の指定（平成13年宮城県告示第958号）されたもの。）</p> <p>(2) 気仙沼市松崎尾崎地先（尾崎A防波堤横泊地①）
気仙沼市松崎尾崎地先のうち別図に示す延長120メートル及び幅員10メートル（漁港漁場整備法第3条に規定する漁港施設のうち漁港管理条例第10条の2第1項の規定に基づく施設の指定（平成13年宮城県告示第958号）されたもの。）</p> <p>(3) 気仙沼市松崎尾崎地先（尾崎A防波堤横泊地②）
気仙沼市松崎尾崎地先のうち別図に示す延長75メートル及び幅員10メートル（漁港漁場整備法第3条に規定する漁港施設のうち漁港管理条例第10条の2第1項の規定に基づく施設の指定（平成13年宮城県告示第958号）されたもの。）</p> |
|---|

別紙1-1「松岩漁港の指定施設」参照

【収支実績（見込）額（総括表）】

（単位：千円）

区分	令和 6 年度 (PB 等実績 44 隻)	令和 7 年度 (PB 等実績 41 隻)	令和 8 年度 (PB 等見込 44 隻)	備考
指定管理料 a	1, 3 9 4	1, 3 3 4	1, 4 4 1	
その他 b	0	0	0	
収入計 (a～b)	1, 3 9 4	1, 3 3 4	1, 4 4 1	
人件費 d	1, 2 2 0	1, 2 0 0	1, 2 6 8	
事務経費 e	1 7 4	1 3 4	1 7 3	
支出計 (d～e)	1, 3 9 4	1, 3 3 4	1, 4 4 1	
収支 (c-f) g	0	0	0	

(2) 日門漁港の指定施設

【所在地及び施設の内容】

1 所在地 気仙沼市本吉町日門地先（桜島防波堤横泊地）

2 施設の内容

(1) 気仙沼市本吉町日門地先（桜島防波堤横泊地）

気仙沼市本吉町日門地先のうち別図に示す延長 17 メートル及び幅員 10 メートル（漁港漁場整備法第 3 条に規定する漁港施設のうち漁港管理条例第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づく施設の指定（平成 13 年宮城県告示第 958 号）されたもの。）

別紙 1-2「日門漁港の指定施設」参照

【収支実績（見込）額（総括表）】

（単位：千円）

区分	令和 6 年度 (PB 等実績 2 隻)	令和 7 年度 (PB 等実績 1 隻)	令和 8 年度 (PB 等見込 3 隻)	備考
指定管理料 a	6 5	3 3	9 8	
その他 b	0	0	0	
収入計 (a～b)	6 5	3 3	9 8	
人件費 d	6 4	3 2	9 7	
事務経費 e	1	1	1	
支出計 (d～e)	6 5	3 3	9 8	
収支 (c-f) g	0	0	0	

(3) 女川漁港の指定施設（南防波堤横泊地及び物揚場護岸横泊地）

【所在地及び施設の内容】

1	所在地 牡鹿郡女川町小乗浜地先（南防波堤横泊地） 牡鹿郡女川町小乗2丁目地先（物揚場護岸横泊地）
2	施設の内容 (1) 牡鹿郡女川町小乗浜地先（南防波堤横泊地） 牡鹿郡女川町小乗浜地先のうち別図に示す延長 115 メートル及び幅員 20 メートル（漁港漁場整備法第3条に規定する漁港施設のうち漁港管理条例第10条の2第1項の規定に基づく施設の指定（平成13年宮城県告示第958号）されたもの。） (2) 牡鹿郡女川町小乗2丁目地先（物揚場護岸横泊地） 牡鹿郡女川町小乗2丁目地先のうち別図に示す延長 60 メートル及び幅員 45 メートルから 35 メートル（漁港漁場整備法第3条に規定する漁港施設のうち漁港管理条例第10条の2第1項の規定に基づく施設の指定（平成13年宮城県告示第958号）されたもの。） 別紙 1-3「女川漁港の指定施設（南防波堤横泊地及び物揚場護岸横泊地）」参照

【収支実績（見込）額（総括表）】 (単位：千円)

区分	令和6年度 (PB等実績23隻)	令和7年度 (PB等実績23隻)	令和8年度 (PB等見込23隻)	備考
指定管理料 a	732	742	753	
その他 b	0	0	0	
収入計 (a～b)	732	742	753	
人件費 d	710	720	730	
事務経費 e	22	22	23	
支出計 (d～e)	732	742	753	
収支 (c-f) g	0	0	0	

(4) 塩釜漁港の指定施設（越の浦泊地）

【所在地及び施設の内容】

1 所在地 塩竈市字越の浦地先（越の浦泊地）

2 施設の内容

(1) 塩竈市字越の浦地先（越の浦泊地）

塩竈市字越の浦地先のうち別図に示す延長 428 メートル及び幅員 12.5 メートル（漁港漁場整備法第 3 条に規定する漁港施設のうち漁港管理条例第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づく施設の指定（平成 13 年宮城県告示第 958 号）されたもの。）

別紙 1-4「塩釜漁港の指定施設（越の浦泊地）」参照

【収支実績（見込）額（総括表）】

（単位：千円）

区分	令和 6 年度 (PB 等実績 30 隻)	令和 7 年度 (PB 等実績 29 隻)	令和 8 年度 (PB 等見込 32 隻)	備考
指定管理料 a	9 4 6	9 4 9	1, 0 4 8	
その他 b	0	0	0	
収入計 (a～b)	9 4 6	9 4 9	1, 0 4 8	
人件費 d	3 1 3	3 1 9	5 0 3	
事務経費 e	6 3 3	6 3 0	5 4 5	
支出計 (d～e)	9 4 6	9 4 9	1, 0 4 8	
収支 (c-f) g	0	0	0	

(5) 塩釜漁港の指定施設（物揚場、岸壁、護岸及び棧橋横泊地）

【所在地及び施設の内容】

- 1 所在地 塩竈市新浜町1丁目地先（物揚場、岸壁、護岸及び棧橋横泊地）
- 2 施設の内容

(1) 塩竈市新浜町1丁目地先（物揚場、岸壁、護岸及び棧橋横泊地）

塩竈市新浜町1丁目地先のうち別図に示す延長665メートル及び幅員25メートル（漁港漁場整備法第3条に規定する漁港施設のうち漁港管理条例第10条の2第1項の規定に基づく施設の指定（平成13年宮城県告示第958号）されたもの。）

別紙1-5「塩釜漁港の指定施設（物揚場、岸壁、護岸及び棧橋横泊地）」参照

【収支実績（見込）額（総括表）】 （単位：千円）

区分	令和6年度 (PB等実績26隻)	令和7年度 (PB等実績29隻)	令和8年度 (PB等見込29隻)	備考
指定管理料 a	8 1 8	9 2 4	8 8 4	
その他 b	6 9 1	7 4 6	0	
収入計 (a～b)	1, 5 0 9	1, 6 7 0	8 8 4	
人件費 d	7 6 5	9 1 0	8 8 4	
事務経費 e	0	0	0	
支出計 (d～e)	7 6 5	9 1 0	8 8 4	
収支 (c-f) g	7 4 4	7 6 0	0	

2 令和9年度から新たに指定管理者を募集する施設

(1) 鮎川漁港の指定施設（マイナス3メートル岸壁、南護岸及び浮桟橋横泊地）

【所在地及び施設の内容】

- 1 所在地 石巻市鮎川浜地先（マイナス3メートル岸壁、南護岸及び浮桟橋横泊地）
- 2 施設の内容
 - (1) 石巻市鮎川浜地先（マイナス3メートル岸壁、南護岸及び浮桟橋横泊地）

石巻市鮎川浜地先のうち別図に示す延長 275.2 メートル及び幅員 25.4 メートルから 15 メートル（漁港漁場整備法第3条に規定する漁港施設のうち漁港管理条例第10条の2第1項の規定に基づく施設の指定（平成13年宮城県告示第958号）されたもの。）

別紙1-6「鮎川漁港の指定施設（マイナス3メートル岸壁、南護岸及び浮桟橋横泊地）」参照

【収支実績額（総括表）】

（単位：千円）

区分	平成20年度 (PB等実績0隻)	平成21年度 (PB等実績4隻)	平成22年度 (PB等実績5隻)	備考
指定管理料 a	425	425	426	
その他 b	0	0	0	
収入計 (a～b)	425	425	426	
人件費 d	425	425	426	
事務経費 e	0	0	0	
支出計 (d～e)	425	425	426	
収支 (c-f) g	0	0	0	

※当該施設の直近の指定管理の実績がないことから、把握可能な直近年度を記載しています。